
平成27年度第2回
評議会資料#3

平成27年上期実績と下期取組みについて

平成27年10月27日

 全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

～ 目次 ～

| | | |
|---------------------|--------|---------|
| I . 業務部 | | P 1～10 |
| II . 企画総務部 | | P 11～25 |
| III . 加入者との距離を縮める活動 | | P 26 |

I - 1. 業務グループ

1. サービス向上のための取組み
2. 被扶養者の再確認業務の実施
3. 柔整療養費の照会業務の強化
4. 傷病手当金、出産手当金の審査強化
5. 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化
6. 海外療養費支給申請における重点審査

1. サービス向上のための取り組み

目標設定

給付金申請受付から支払日までの所要日数を「下記の営業日以内」と設定している。

| | | | | | | |
|---------------|----------------|-------|--------|------------|-------|--------|
| [申請書別の目標所要日数] | 傷病手当金 | | 9営業日 | 出産手当金 | | 9営業日以内 |
| | 出産育児一時金(本人・家族) | | 6営業日以内 | 埋葬料(本人・家族) | | 6営業日以内 |

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① お客様満足度調査の結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。
⇒前年度のお客様満足度調査において、相談窓口のプライバシーへの配慮不足とのご意見により、窓口の改修工事を実施。
- ② 「お客様の声受付表」を改良し、「声」を積極的に拾い上げ、業務改革及びサービス部会で改善を図り、支部内において共有化を図る。
⇒上期で16件の「お客様の声受付表」の提出があった。受付表の内容について、担当部会で対策を協議し支部内で共有化を実施。
- ③ 健康保険現金給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードと定め、その状況を適切に管理するとともに、正確な事務処理を遂行する。サービススタンダードの期間は、本部指標の10営業日以内に対し、支部目標は傷病手当金・出産手当金を9営業日以内、出産育児一時金・埋葬料を6営業日以内とする。
⇒基幹システムにおいて毎日の進捗状況を適切に管理した結果、振込までの所要日数は支部目標を100%達成することができた。
- ④ 「限度額認定セット」を医療機関に配布し、加入者の利便を図り、限度額適用認定制度の利用を促進する。また、前年度低所得区分者に対し、申請の提出勧奨を行う。
⇒ 医療機関に利用促進を図った結果、限度額適用認定証の発行は27年6月時点で前年同比103%増。前年度低所得者への勧奨は68件を実施。

下期の取り組み

- ① お客様満足度調査結果の支部カルテで指摘があった事項について、支部内研修を行い改善する事項を優先的に取り組み、接客時の満足度を向上させる。
- ② 引き続き、「お客様の声受付表」で意見を拾い上げ、対応可能なものは迅速に改善策を実施する。
- ③ 基幹システムにより進捗管理を徹底し、振込までかかる日数の目標を達成する。
- ④ 医療機関との連携を密にして、限度額認定セットを配布し利用促進を図る。

2. 被扶養者の再確認業務の実施

目標設定

[被扶養者状況リストの回収率] 平成26年度実(85.98%)を上回る

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① 無資格受診の防止及び高齢者医療費に係る拠出金の適正化を目的に、日本年金機構と連携し被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。未提出事業所には、訪問及び文書・電話による提出勧奨を実施する。
⇒ 平成27年7月31日の提出期限までに提出のなかった事業所のうち、被保険者100人以上の事業所36社に対して、事業所訪問により提出勧奨を実施。また、被保険者40人以上の事業所75社には文書による勧奨を実施。

実施状況(27年7月末時点)

| | | | |
|------|---------------|---------|---------|
| 送付数 | 15,286件(前年同期) | 14,957件 | 前年比102% |
| 受付数 | 10,999件(前年同期) | 11,224件 | 前年比98% |
| 未提出 | 4,287件(前年同期) | 3,733件 | 前年比115% |
| 削除人数 | 683件(前年同期) | 667件 | 前年比102% |

提出率 71.95%(全国70.84%)

下期の取り組み

- ① 上期に提出勧奨を実施した事業所のうち、提出のない事業所に対し電話等による提出勧奨を実施する。

3. 柔整療養費の照会業務の強化

目標設定

[負傷原因の照会件数] 月100件以上

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① 負傷原因の照会は、月100件以上を目標とし、100件に満たない場合は基準を引き下げて実施する。回答結果で、不突合の場合は申請書を返戻する。また、必要に応じて受傷者への調査を実施し、悪質な不正行為が認められたものについては厚生局へ通報を行う。
⇒ 4月から6月までは、月100件以上の照会を実施した。7月と8月は新システムへの切り替えに伴う制限により目標未達成となった。9月以降は目標を達成している。
- ② 縦覧審査では「多日数」「多部位」「長期」を審査のポイントとし、記録が蓄積された段階で疑義ある施術者を分類し、柔整審査委員会での協議を経て、受傷者への電話照会・訪問照会等による調査を実施し、不正な施術による請求と疑われる案件は厚生局に通報を行う。
⇒ 縦覧審査により、4施術者に対して90件の疑義が生じた。文書照会と申請書の返戻により適正化に努めた。
- ③ 接骨院・整骨院の正しいかかり方を周知するため、加入者あての文書照会にチラシ同封の継続とセミナー等を活用した周知を行う。
⇒ 7月に開催された給付事務セミナーにおいて、接骨院・整骨院の正しいかかり方について周知を図った。

下期の取り組み

- ① 引き続き、月あたり100件以上の負傷原因の照会を実施し現金給付の適正化に努める。
- ② 引き続き、縦覧審査を実施し疑義案件は訪問調査を含めて適正化に努める。
- ③ 10月に開催される給付事務セミナーや新規適用事業所事務説明会で事業所担当者等に周知を図る。

4. 傷病手当金、出産手当金の審査の強化

目標設定

[立入検査の実施件数] 年間24件以上(前年度実績は12件)

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① 現金給付の適正化対策要領に基づき適正な審査を実施する。高額報酬者(標準報酬月額83万円以上)、資格取得直後の申請、申請直後の報酬増額改定や不正申請が疑われる事案に対しては、保険給付プロジェクトチームを活用し、専門調査員との連携を図り、立入検査等を行うことで健全な制度の運営に努める。
⇒ 保険給付プロジェクトチームによる適正化会議を毎月行い、疑義案件について精査した。
事業主に対する立入検査を13件実施し、うち3件については資格取得日の訂正後に給付決定を行った。
- ② 適正な給付のため、傷病手当金の申請における慢性疾患を精神疾患・内部疾患・整形外科疾患に分類し、医学的知識の向上や事例研究等により一定の審査基準の策定し審査に活用する。特に内部疾患、整形外科疾患にかかる審査基準を策定し運用を開始する。
⇒ 内部疾患、整形外科疾患にかかる審査基準の策定については未着手。下期に策定し運用まで実施する。

下期の取り組み

- ① 引き続き、保険給付プロジェクトチームを活用し、専門員との連携を図り立入検査を実施する。
下期の立入検査の目標件数 11件
- ② 内部疾患・整形外科疾患にかかる審査基準を策定し運用を開始する。

5. 資格喪失後受診等による債権発生防止のための保険証の回収強化

目標設定

- 資格喪失後受診による返納金債権発生を抑制するため、文書・電話・訪問による保険証の早期回収を実施する。
事業所訪問を実施し、退職者、扶養削除者の保険証の早期回収について協力を依頼する。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① 債権発生を抑制するため、加入資格を喪失した者から保険証の回収について、事業所訪問による周知、資格喪失者への催告状の送付等を継続実施することにより、債権発生抑制に努める。
⇒ 9月に36件の事業所を訪問し、保険証の早期回収について周知を行った。
- ② 任意継続資格喪失者への催告状送付の後に未回収の場合は、電話及び文書による催告を実施する。
⇒ 上半期で電話督促774件(前年同期比165%)、文書督促497件を実施した。(前年同期比45.8%)

保険証回収率(4月～8月) 一般96.6% 任意継続91.8%

下期の取り組み

- ① 引き続き、事業所訪問を実施し退職者への保険証の早期回収について協力依頼を実施する。
- ② 任意継続資格喪失者のうち、資格取消者に対する催告は、訪問による回収を含め強化を図る。

6. 海外療養費支給申請における重点審査

目標設定

- 審査を厳格化し、一部不支給および不支給決定を適切に処理し、適正化に努める。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- ① 「海外療養費取扱要領」に基づく厳格な審査を行う。
⇒取扱要領に基づき、支給要件等について厳格な審査を実施した。
- ② 審査時に日本の医療に換算した診療報酬明細書を作成し、査定金額の適正化に努める。
⇒日本国内で医療を受けた場合の診療明細と海外で療養を受けた時の比較を行い減額査定した。また、保険適用外の診療内容は不支給決定を行い適正化に努めた。
- ③ 申請内容に疑義があれば一旦加入者あてに返戻し、文書整備及び必要書類の提出を求める。それによっても疑義が解明されない場合は、立入検査を積極的に実施し、給付の適正化に努める。
⇒加入者への返戻等により疑義が解明されない案件について、海外の医師への文書照会を実施し適正化に努めた。

下期の取り組み

- ① 引き続き、海外療養費取扱要領に基づく厳格な審査を行う。
- ② 引き続き、日本の医療に換算した診療報酬明細書を作成し、支給決定金額の適正化に努める。
- ③ 疑義案件については加入者返戻を行い、文書整備及び必要書類の提出を求める。また、解明されない場合は主治医照会や立入検査を積極的に実施し、給付の適正化に努める。

I -2. レセプトグループ

1. レセプト点検の効果的な推進
2. 積極的な債権回収業務の推進

1. レセプト点検の効果的な推進

目標設定

[資格点検効果額] : 年度末 1,800 円
資格が適正化、資格喪失後の診療分について確認し、不適正分の返還額の合計を被保険者数で除したもの

[外傷点検効果額] : 年度末 505 円
業務上または交通事故などの第三者の行為によるケガや病気でないか確認し、業務上等該当分の返還額の合計を被保険者数で除したもの

点検効果額は被保険者1人あたりの金額

[内容点検効果額] : 年度末 1,149 円
診療・請求内容について詳細に確認し、不備があったレセプト返還額の合計を被保険者数で除したもの

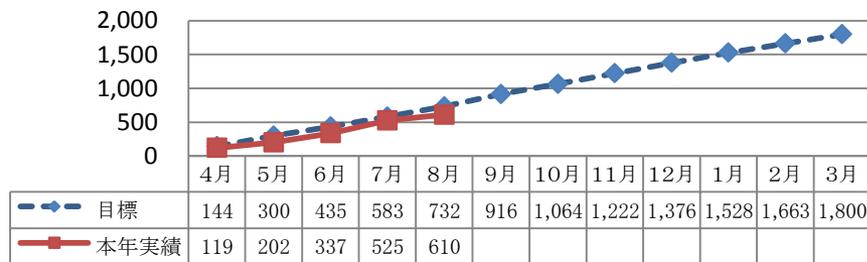
上期の取り組み・評価

■資格点検効果額 : 610円 (26年度同月705円)
効果額の総額は 172,380千円(8月末)と26年同月(197,165千円)により24,785千円の減少となった。これは、資格喪失後受診(14,056千円減)及び医療機関等の再審査など(12,049千円減)による効果額の減少が要因。

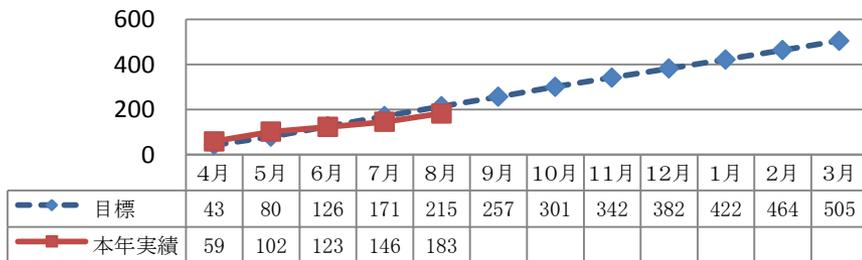
■外傷点検効果額 : 183円 (26年度同月142円)
効果額の総額は 51,552千円(8月末)と26年同月(39,842千円)に比べ11,710千円増大となった。これは、長期対応を要する案件において積極的に中途請求(求償)を実施したため効果額が増大した。

■内容点検効果額 : 364円 (26年度同月578円)
効果額の総額は 102,821千円(8月末)と26年同月(161,590千円)より58,769千円の減少となった。これは、再審査請求に対する容認事例の減少により点検効果額も減少した。

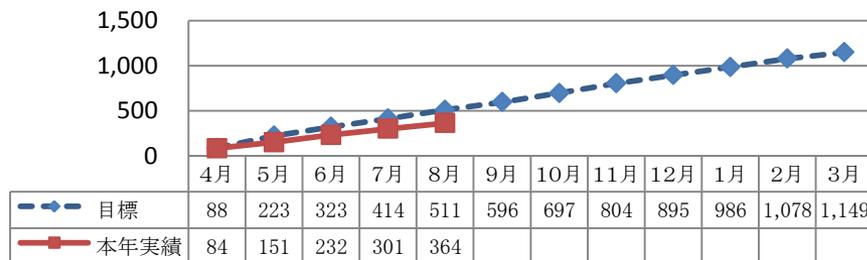
資格点検効果額(平成27年度) (26年度 1,793円)



外傷点検効果額(平成27年度) (26年度 505円)



内容点検効果額(平成27年度) (26年度 1,149円)



下期の取り組み

- ①点検システムにおける資格審査項目の追加による点検内容の拡充〈資格点検〉
- ②加入中の受診について一部負担金の負担割合等が変更になる加入者に対する点検の実施〈資格点検〉
- ③診療報酬明細書の傷病名に基づく負傷原因照会について照会対象とする傷病名の拡充〈外傷点検〉
- ④業務上または通勤途上等の負傷の確認のため労働基準監督署及び他の関係機関との連絡を強化〈外傷点検〉
- ⑤再審査請求における査定事例の集約、点検システムの自動点検機能、任意抽出点検機能による効率的な点検の実施〈内容点検〉

2. 積極的な債権回収業務の推進

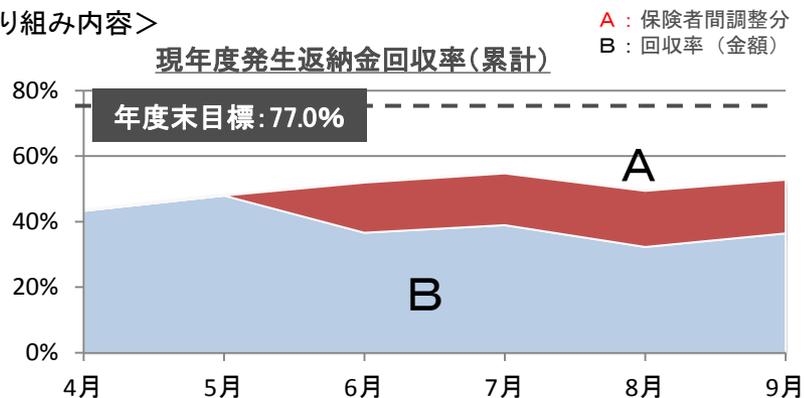
目標設定

- 現年度発生返納金回収率年間 : 年度末77.0%
- 弁護士からの文書催告強化 : 年間225件 (26年度は120件)
- 法的措置実施件数の強化 : 年間32件 (26年度は21件)
- 国民健康保険との恒久的保険者間調整 (注) スキームの積極的な活用

(注) 保険者間調整
無資格期間診療について、本人から同意を得たうえで、協会から国民健康保険へ直接返納金の請求を行う制度 (27年1月施行)

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>



※9月の回収状況は10月8日時点のもののため、一部入金済データ未着の分がある
※保険者間調整分は28年3月末までに市からの入金が予定されているもの

<<返納金発生状況>>

- 発生金額 : 42,217,470円 (26年度同月 : 30,034,595円)
- 発生件数 : 884件 (26年度同月 : 692件)

発生金額は26年度比1,200万円増だが、これは無資格期間診療が670万円、業務上の負傷が600万円増加したことによる

<<目標達成状況>>

- 返納金回収率 : 36.4% (15,372,900円回収)
- 弁護士催告件数 : 105件
- 法的措置実施件数 : 9件
- 保険者間調整実施 : 19件 / 6,901,386円

保険者間調整分や損保会社あて請求分 (500万円) が手続上の理由で未入金のため返納金回収率は36.4%に留まった

下期の取り組み

上期の取り組みに加え、以下の取り組みを行うことにより、年間目標の達成を目指す

- ① 発生後の速やかな催告 (発生6か月以内に3回催告)
- ② 夜間訪問・夜間電話催告の強化
- ③ 住所不明者の居所調査
- ④ 強制執行を含めた法的措置の実施

Ⅱ－1. 保健グループ

1. 被保険者の生活習慣病予防健診実施状況
2. 被扶養者の特定健康診査実施状況
3. 特定保健指導実施状況
4. データヘルス計画の実行
5. その他保健事業(1)
6. その他保健事業(2)

1. 被保険者の生活習慣病予防健診実施状況

目標設定

| | 26年度 | 27年度 |
|--------------------|-------|-------|
| 40歳以上の生活習慣病予防健診実施率 | 57.0% | 59.5% |
| 事業者健診データ取得率 | 5.0% | 8.6% |

上期の取り組み・評価

■生活習慣病予防健診実施率等

(単位:%)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|--------|-----|-----|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 健診受診率 | 平成26年度 | 1.1 | 7.4 | 13.3 | 18.7 | 24.4 | 28.7 | 34.1 | 39.6 | 43.6 | 46.9 | 51.8 | 57.2 |
| | 平成27年度 | 1.0 | 7.5 | 12.6 | 17.2 | 25.5 | | | | | | | |
| データ取得率 | 平成26年度 | 0.1 | 0.3 | 0.8 | 1.7 | 2.1 | 2.2 | 3.4 | 3.6 | 4.3 | 4.6 | 4.9 | 5.0 |
| | 平成27年度 | 0.1 | 0.1 | 0.4 | 0.4 | (*)0.7 | | | | | | | |

(*)事業所より昨年以上の提供同意を得ているが、システムの関係でデータ登録ができていないため低率となっている。

<取り組み内容>

- 健診機関5機関と受診勧奨業務の委託契約を締結し、2,185件の勧奨対象事業所データを提供した。
- 新規適用事業所644件に健診案内と申込書を送付した。
- 事業者健診データ取得のため、県・労働局と連携し、三者連名による健診データ提供依頼文書を作成。毎月、提供依頼文書を送付し、回答のない事業所に電話や訪問による勧奨を行った。対象事業所109件のうち34件31.2%の事業所からデータ提供同意の回答を得た。(26年度回収率22.7%)

下期の取り組み

- 受診勧奨業務の委託契約を締結した健診機関の進捗状況を管理し、連携しながら受診率向上を図る。
- 上期に引き続き三者連名による健診データ提供依頼文書の送付、電話、訪問による勧奨を行う。
- トラック協会や商工会等の各種事業団体や健診機関を通じた生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データの提供依頼を行う。

2. 被扶養者の特定健康診査実施状況

目標設定

| | 26年度 | 27年度 |
|-------------|-------|-------|
| 被扶養者特定健診実施率 | 16.4% | 20.2% |

上期の取り組み・評価

■ 特定健康診査実施率

(単位: %)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 特定健診実施率 | 平成26年度 | 0.8 | 1.5 | 2.6 | 3.9 | 5.3 | 7.5 | 9.3 | 11 | 12.7 | 13.9 | 15.1 | 18.6 |
| | 平成27年度 | 1.7 | 2.6 | 3.6 | 4.9 | 6.3 | | | | | | | |

< 取り組み内容 >

- ① 受診可能な医療機関の少ない県内10市町の近隣の公的施設9会場で三重県健康管理事業センターによる集団健診を11回実施し、537名が受診した。
- ② 市町によるがん検診と特定健診の同時実施を計画し、12市町で実施中。

下期の取り組み

- ① 当初計画していた12市町に加え、事業協定を締結した津市、菰野町との健診同時実施の調整。
- ② 昨年度健診未受診者に対し、無料特定健診の実施。
- ③ 新規加入者に対し、健診案内と受診券の送付。

3. 特定保健指導の推進

目標設定

| | 26年度 | 27年度 |
|---------------|-------|-------|
| 支部保健師指導率 | 13.7% | 14.3% |
| アウトソーシング保健指導率 | 2.0% | 2.0% |

上期の取り組み・評価

■ 特定保健指導実施率(被保険者)・初回面談実施率

(単位: %)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 初回面談 | 平成26年度 | 1.3 | 2.9 | 5.3 | 7.3 | 9.2 | 12.0 | 15.2 | 17.9 | 19.8 | 20.6 | 21.1 | 21.6 |
| | 平成27年度 | 1.4 | 3.1 | 5.1 | 5.9 | 7.0 | 8.0 | | | | | | |
| 特定保健指導 | 平成26年度 | 2.1 | 3.6 | 4.7 | 5.9 | 7.5 | 8.7 | 9.9 | 10.9 | 12.0 | 13.7 | 15.4 | 16.5 |
| | 平成27年度 | 1.6 | 3.2 | 5.0 | 6.0 | 6.8 | 7.7 | | | | | | |

<取り組み内容>

- ① 特定保健指導キャンセル事業所25件を訪問し、指導受入れの勧奨を行った。即時の受入れは2件にとどまったが、次回以降の受入れを依頼した。
- ② 保健指導推進会議でシステム刷新に伴う保健事業システムの研修を実施し、効率的な指導方法の検討を行ったが、指導結果の登録方法が変わったことにより登録に時間がかかり訪問件数が減少した。(全国的に約40%減)
- ③ AUDIT(飲酒に関する質問紙)などを活用した保健指導など、指導方法の充実を図った。

下期の取り組み

- ① 特定保健指導キャンセル事業所に勤務されている指導対象者を中心に、休日保健指導を四日市・津・伊勢の3会場にて実施。
- ② 特定保健指導を委託している健診機関の実施状況を調査し、各機関に応じた指導案を提示する。
- ③ 外部委託業者も含めた被扶養者の特定保健指導方法を検討。

4. データヘルス計画の実行

目標設定

●平成26年度にZスコアからの「血糖値」(糖尿病)対策を目標として事業協定先の「菰野町」を対象に①関係機関との連携②継続的な運動習慣によるリスク低減を軸に3か年のデータヘルス計画を策定した。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

[関係先との連携]

◇菰野町役場を中心に菰野町商工会に対して町内事業所に対する事業協力を依頼した。

[事業所]

◇町内主要57事業所を選定・リストアップしたものの実際の訪問活動には至らなかった。

◇さらに、健康経営(従業員に健康に対する投資)の普及活動にも至らなかった。

[菰野町教育委員会]

◇町内小学校5・6年生を対象に子供が家族の健康を意識する「健康ポスター」を夏休み課題として募集したところ、154件の応募があった。

下期の取り組み

- ①町内適用事業所へ訪問によるデータヘルス計画の説明と協力依頼を行う。なお、事業所訪問については、保健指導実施事業所と保健指導未実施事業所に大別して実施する。
- ②菰野町役場主催のイベント(竹永ふれあいまつり、菰野町けやきフェスタ)での啓発活動を行う。
- ③平成28年2月に健康経営セミナーを開催する。
- ④健診受診勧奨及び特定保健指導の強化を行う。

5. その他保健事業(1)

AUDITを活用したブリーフインターベンション

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

前年度末より引き続き、限られた面接時間のなかで協力が得られた対象者に実施した。最終面談終了者18名分のデータを回収した。

下期の取り組み

- ①保健指導推進会議で進捗状況の把握を行い、データ収集の強化に努める。
- ②これまでに回収した対象者の行動変容状況を把握し、今年度の健診結果で効果の測定を行う。

イベントブースの出展

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

津市、菟野町で行われるイベントに出展するため、調整を行った。

下期の取り組み

- ①津健康まつり、菟野町竹永ふれあいまつり、菟野町けやきフェスタにおいてブース出展し、健康づくりに関する啓発を行う。

6. その他保健事業(2)

未治療者に対する受診勧奨対策

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

健診結果が思わしくなかったにもかかわらず、「血圧」「血糖」に対する受診を行っていない方を対象に、本部より受診勧奨文書を送付した1,149名のうち、より重症域と判定された206名に「保健師の一言」を添えた受診勧奨文書を送付。

下期の取り組み

- ①引き続き「保健師の一言」を添えた受診勧奨文書を送付。
- ②対象者のその後の治療状況をレセプトにて確認し評価。

健康セミナーの開催

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

9月17日アストホールにて健康セミナーを開催。105名の参加があった。
「生活歯援プログラムについて」講師:公益社団法人 三重県歯科医師会 常務理事 羽根 司人 氏
「経験者が語る がん患者の治療・就労について」講師:肺がん患者の会 代表 大西 幸次 氏
「マイナンバー制度について」講師:三重県社会保険労務士会会員 辻労務経営事務所 辻 義信 氏

ウォーキング大会の開催

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

5月30日菰野町役場主催の「春のウォーキング大会」に参画。80名の参加者に健康づくりに関する啓発を行った。

Ⅱ－2. 企画総務グループ

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進
2. ジェネリック医薬品の更なる使用促進
3. 広報活動の充実
4. 健康保険委員の委嘱拡大と事業推進
5. 業務・システム刷新
6. 組織や人事制度の適切な運営と人材育成
7. 経費削減の推進

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

目標設定

- ①医療費や健診データを分析して、県、市町、医療関係団体(医師会等)に提供し、加入者の疾病予防や健康増進のための取組みを強化する。
- ②県、市町、医療関係団体(医師会等)、関係団体等が発行する広報誌に保健事業や医療費適正化に関する記事掲載を依頼し、加入者および事業主への積極的な情報発信を行う。
- ③県、市町、医療関係団体(医師会等)等と連携してイベント等に積極的に参画し、加入者のみならず参加者に対して、健康を意識した生活習慣の改善を周知する。
- ④県内自治体及び関係機関と連携・協働事業実施のため、事業協定の締結を更に進める。【強化】
- ⑤データヘルス計画を確実に実施する。【新規】

上期の取組み・評価

<取組み内容>

- 業務システム刷新の延期等により本部からのデータ提供が不可能な状況に陥り、分析業務そのものが出来ず、事業そのものに影響した。そのような中で、関係先との良好な関係を築き「名張市・三重県市町村職員共済組合」「三重県歯科医師会」との健康づくりに関する包括協定を締結することができた。
- 特に経営視点からとらえた従業員の健康問題としての「健康経営普及活動」を推進し、三重県商工会議所連合会との連携の中で県内商工会議所での普及活動に取り組んだ。
- 各種イベント関連では、新任事務担当者講習会(5/29)、新規適用事業所事務講習会(8/27)、健康セミナー(9/17)等を開催し、協会けんぽ事業説明・制度説明を行い、今後の事業に資するためアンケートを実施した。

下期の取組み

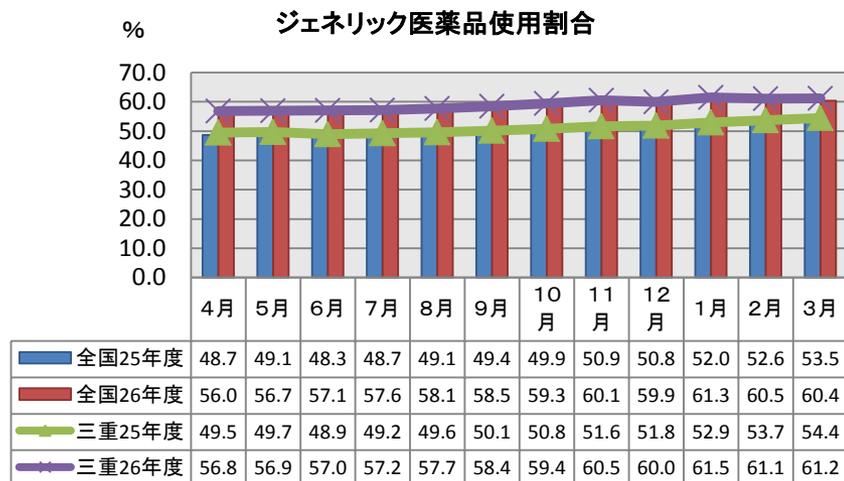
- ◇本部からの各種データ提供が可能となった時点で分析業務を再開し、県全域及び連携先市町の地域動向を把握したうえで、地域の実情に合った保健事業を構築していく。
- ◇「健康経営普及活動」では、継続的に関係団体を中心とした普及促進を行うと同時に年度内に外部講師の招へいによるセミナーを開催する。
- ◇事業連携における協定締結については、現在協議中の伊勢市、四日市市との間で締結に向けた詰めを行っていく。
- ◇データヘルス計画については、菰野町役場との更なる連携強化により計画に則った進捗に向けた活動を実施する。具体的には、主要事業所の訪問により「健康経営」「データヘルス計画」への理解を求めるとともに住民の健康増進のための運動の習慣化の提案と事業所での導入提案を行う。

2. ジェネリック医薬品の更なる使用促進

目標設定

- 数量ベースにおいて新指標で68%を超える。

上期の取り組み・評価



<取り組み内容>

- 主要連携先である三重県薬剤師会との良好な関係を維持しつつ以下の事業を実施した。
 - ◇5月に保険薬局(701)に対して、協会が保有するジェネリック医薬品の使用割合に関する資料及び普及促進ポスターを提供し、提供側の意識向上を図った。
 - ◇11月開催の健康保険委員セミナーで「ジェネリック医薬品の役割」に関する講師依頼を行った。
- 保険薬局に5月実施した各種提供時にアンケートを同封し、53%の回答を得、結果を三重県薬務感染症対策課及び三重県薬剤師会に対して情報提供を行った。
- 独自事業としては、限度額適用認定申請セット郵送時にジェネリック医薬品希望シールとQ&Aを同封した。

下期の取り組み

- 当初予定の事業で若干の遅れが生じている事業もあり、下期については遅れを取り戻すためにも着実に当初計画の進捗確認を行い実行していく。
 - ◇継続事業としての限度額適用認定申請セット郵送時のジェネリック医薬品希望シールとQ&Aの同封する
 - ◇上期に三重県薬剤師会に依頼したセミナーへの確実な健康保険委員の動員を図り、普及促進を図る
 - ◇低年齢層のジェネリック使用割合が全国比較で低いため、新生児出生世帯にジェネリック医薬品使用促進を図るための勧奨活動を行う。【新規】
 - ◇全国比較で就労割合が高い外国人に向けて、ポルトガル語及びスペイン語によるジェネリック医薬品周知用リーフレットを作成・配布し、普及促進を図る。【新規】

3. 広報活動の充実

目標設定

- 広報については、【加入者向け広報】と【不特定多数向け広報】との手段を明確に区分けした中で、加入者に対して確実に必要最小限の内容を伝える広報と広く協会けんぽそのものを知らせるとともに一般的な健康づくりに対する啓発との両面での取組みにより効率的かつ効果的な広報を実施する。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- 外部との通信遮断により、一定の制限のために5月下旬以降十分なホームページによる対応とメールマガジンの配信が出来ていない状況にある。その結果、現在の主な広報手段としては紙媒体(けんぽだより:納入告知書同封 社会保険みえ:社会保険協会会報誌)により実施している。その中で、新たな取組みとして健康経営普及活動の一環として納入告知書同封(けんぽだより)の9月号から「シリーズ健康経営」をスタートさせた。

9月号:ヤマモリ株式会社 10月号:太陽化学株式会社 以降、継続的に健康経営に取り組む企業を紹介していく。

- また、イベントを活用した広報手段としては、以下を実施した。

- ・ 新任事務担当者講習会(5/29 三重県総合文化会館)
- ・ 菰野町ウォーキング大会(5/30 朝明公園)
- ・ 新規適用事業所事務講習会(8/27 三重県総合文化会館)
- ・ 健康セミナー(9/17 アスト津ホール)
- ・ 三重県健康イベント(9/26 明和イオン)

下期の取り組み

- 当初予定の事業で若干の遅れが生じている事業もあり、下期については遅れを取り戻すためにも着実に当初計画の進捗確認を行い実行していく。

◇ マンガを使った制度周知パンフレットを活用し、「わかりやすい」広報を推進する。【新規】

◇ 事業協定先との協働事業として以下のイベントの中での健康増進活動を実施する。

- ・ 津健康まつり(10/11 津市)、竹永健康まつり(10/25 菰野町・竹永地区)、菰野町けやきフェスティバル(11/15 菰野町)

◇ 特定健診実施機関用のミニのぼりを作成し、健診実施契約医療機関に送付し、健診受診率向上を図る。【新規】

4. 健康保険委員の委嘱拡大と事業推進

目標設定

- 平成27年1月1日時点で1,152人(全国38位)の健康保険委員委嘱数を1,610人(全国平均以上)を目指す。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- 健康保険委員制度開始以降の名簿の整理(解職手続きがほとんど出来ていない)を行い、下記の勧奨活動を実施した。
 - 厚生局に年金委員委嘱先事業所名簿の提供依頼を行い、健康保険委員未委嘱先事業所への文書・電話勧奨活動
 - 関係団体で未委嘱先事業所への文書・電話勧奨活動
 - 被保険者数が多く、未委嘱先の事業所への文書・電話勧奨活動
 - 事業所訪問時に未委嘱先事業所への委嘱勧奨活動
 - 保健師による保健指導時の未委嘱先事業所への委嘱勧奨活動
- ※10月20日時点での健康保険委員委嘱者数は、1,785名(新規委嘱者633名増加)により目標を上回った。
- 健康保険委員事業としては、以下のセミナーを開催した。
 - 健康セミナー(9/17 105名参加)...歯科医師会による口腔ケア、がん患者による経験談、マイナンバー制度 等)

下期の取り組み

- 上期に実施した未委嘱事業への勧奨活動を継続するとともに、各種媒体での継続的な健康保険委員制度の周知と委嘱拡大を実施する。

5. 業務・システム刷新

目標設定

- 2度の延期を経て、着実な新システムの導入と新たな業務プロセスへのスムーズな移行を行う。
 - ・新システムを有効に活用し、業務実施方法の効率化を図り、創造的活動時間の創出を図る。
 - ・業務・システム刷新による創造的活動の拡大を、主に加入者の利益実現を図るための「連携」「協働」を軸にした医療費適正化及び健康増進事業に充てる。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- 度重なるサービス延期を経て、6月29日のサービスイン(移行日)が決定したのに伴い
 - ①本部研修の後に、支部においての伝達研修を計画通りに実施(マニュアル編・実機操作編)
 - ②ゴールデンウィークを含めた休日を活用した新システム操作訓練の実施
 - ③関係先へのサービスイン延期に伴う周知活動
 - ④事業所へは、継続した新様式での申請書提出周知広報活動

下期の取り組み

- 新たなシステムが導入され今後の軸は、業務刷新に移る。
 - ・早期に新システムに慣れることによって業務の効率化を図り、早期に創造的業務に移行する。
 - ・平成27年10月定期異動により、三重支部企画総務グループ職員を増員し、企画業務の強化を図った。強化する業務としては、「医療費適正化」を軸とした広報活動・外部との協働活動を重点業務として取り組む。

6. 組織や人事制度の適切な運営及び人材育成

目標設定

- 常に加入者に向けた業務への取り組み姿勢を軸に、協会理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着を図る。
また、協会が取り扱う情報は基本的には機微情報であるために、コンプライアンス及び個人情報保護等の徹底はもとより、リスク管理体制の整備を図る。
- 人材育成面では、集合研修及び自己啓発、OJTを通じた協会職員としての資質向上を図る。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

- 協会けんぽの基本理念である「加入者の利益の実現を図る」ための職員の働く基本姿勢である「行動規範」を朝礼時に唱和するとともに励行した。
さらに、支部共通テーマである「加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くのご意見をお聞きします」に基づき、事業所訪問や電話対応等を通じて、加入者の皆様からのご意見をお聞きした。
- また、業務改革サービス推進部会でとりまとめた「お客様の声」「ヒヤリハット」情報を支部職員全員で共有することにより各事業に活用した。
- 日常のコンプライアンス・個人情報等の取り扱いについては、朝礼等を通じた注意喚起を含めて全職員に対する徹底を行うとともに基本方針等については、管理職を中心としたコンプライアンス委員会を通じて確認を実施した。

下期の取り組み

- 全職員を対象とした研修会を通じた運営を継続させる。
下期については、
[本部研修]階層別研修(リーダー研修、スタッフ研修)
[支部研修] ハラスメント、情報セキュリティ、個人情報保護、コンプライアンス、メンタルに加えて接遇研修を初導入
- また、自己啓発については例年秋に本部より通信講座情報が提供されるために、積極的な受講勧奨を行う。
(平成26年度三重支部受講数は、8講座／富山26、福岡14、本部13に次いで北海道と同数)

7. 経費削減の推進

目標設定

- 光熱費、消耗品等の事務経費削減計画のもと、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理を実現する。
- 調達や執行については、適切に管理し、調達結果はホームページで公表することにより、透明性の確保に努める。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

[調達]

- ◇調達時には見積競争、見積合わせを実施し、経費の節減に努めた。
公告案件、随意契約結果を含めて適切な執行と情報公開を実施している。

[消耗品]

- ◇消耗品の在庫調査を毎月定期的実施し、適正に管理を実行した。

[光熱費]

- ◇経費削減推進部会の取り組み(クールビズ推進や節電等)により、業務システム刷新サービスイン後は、前年同期を大きく下回る削減となった。

下期の取り組み

- ①調達時には引き続き、見積競争を実施し適切な運用による経費節減に努める
- ②今後も経費削減推進部会を中心に、全体で電気使用量・コピー用紙使用量の削減推進に取り組む
- ③こまめな節電と衣類での温度調整による光熱費の節電に努める

Ⅲ. 加入者との距離を縮める活動(全グループ)

目標設定

- 「加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くのご意見をお聞きします」の共通テーマを具現化し、加入者の皆様の利益実現に向けた事業を行うための実態把握活動を行う。

上期の取り組み・評価

<取り組み内容>

【保健指導案内文書】

4～6月期に送付した保健指導案内文書約900件に事務相談を受けつける案内を掲載

【重複診療を受けた加入者への適正受診指導】

同一月で20枚以上レセプトがある被保険者及び被扶養者へ、①対象者への文書による適正受診の指導、②直近の受診状況等の回答依頼、③指導後の受診状況の確認と架電によるフォローの実施(平成26年度発生者2名に③を施行、平成27年度発生者1名に①及び②を施行)

【被扶養者状況リストの回収】

被扶養者状況リストの未提出事業所を訪問し、協会の財政や事業の説明を行い事業所からのご意見やご要望をお伺いした。

【ジェネリック医薬品】

5月に県内701保険薬局に対してジェネリック資料を送付し、アンケートの同封によるジェネリックに対する意識調査を実施した。その結果は、三重県薬務感染症対策課及び三重県薬剤師会等に情報提供を行った。

【新規適用事業所説明会】

新適事業所説明会(8月)参加者にアンケートを行い、健康保険事業に対する意識調査を行った。結果は、日本年金機構県内事務所に情報提供するとともに、協会事業に活用していく。

【保健指導キャンセル事業所】

各月5～6件の保険指導キャンセル事業所を訪問し、保健事業へのご理解のみならず協会けんぽ全体の事業へのご理解を求めた。訪問時には、各社の役員等と面談ができると相応のご理解をいただく割合が高い結果であった。

下期の取り組み

- ◇ 健康保険加入間もない新規適用2年目の事業所に対する受診勧奨を実施する。
- ◇ 医療費通知の事業主あて案内分に適正受診にかかる記事を掲載し、事業所担当者の意識変容を促し加入者の受診行動の変容へ繋げる。
- ◇ 引き続き、事業所訪問を実施して加入者(事業所)との接点を増やし協会に対するご意見を伺う。
- ◇ 実態把握面では、アンケートは重要なツールであるために継続させていきたい。また、事業所訪問は上期継続に加えてデータヘルス計画関連において強化を図りたい。